KASUYA TOWN LIFE GUIDE BOOK

行政ガイドインデックス

防災情報 ……26
- 災害に備えて「わが家の防災計画」
- わが家の地震対策
- 風水害への備え
- 防災情報の取得
- 粕屋町公的避難施設および防災関係施設一覧表
- 防災用品チェックリスト

届出・証明 ……30
- 証明書の発行
- 税その他の証明書の発行
- 印鑑登録
- 戸籍関係の届出
- マイナンバーカード（個人番号カード）

税金 ……34
- 町税
- 町税の納付

保険・年金 ……36
- 国民健康保険制度
- はり・きゅう費補助
- 後期高齢者医療制度
- 医療費助成制度
- 国民年金

子育て・保育・教育 ……41
- こども家庭センター
- 妊婦・子どもの予防接種
- 子ども支援
- 子どもを預ける
- かすやこども館
- 学校教育

高齢者・障がい者 ……49
- 介護保険
- 地域包括支援センター
- 介護予防の取組について
- 高齢者支援サービス
- 障害福祉
- 粕屋町内介護保険サービス事業所

健康 ……56
- 予防接種
- 健康づくり事業

暮らし・環境 ……58
- 上水道・下水道
- ごみの出し方
- 犬と猫

文化・スポーツ・町内会 ……69
- 生涯学習
- 町内会

相談 ……71
- 相談窓口

選挙・議会 ……74
- 選挙
- 議会

〈広告〉



防災情報

地域共創課　938-0173（直通）

災害に備えて「わが家の防災計画」

地震や風水害などの自然災害が発生すると人間の力ではどうすることもできないときがあります。しかし、みなさんが予防対策をすることで被害を減らすことはできます。

また、地震の多い日本では、いつ、どこで、地震に遭うかも分かりません。地震が発生したとき、被害を最小限に抑えるには、一人ひとりがあわてずに適切な行動をすることが大切です。そのためには、みなさんが日頃から災害の正しい知識を身につけて、事前に備えておくことが大事です。

家庭でも防災会議を

災害は突然襲ってきます。そして、それは家族が一緒の時に起こるとは限りません。そんなときでもあわてずに行動ができるように、次のことをよく話し合っておきましょう。

- 家の中で安全な場所を確認する。
- 救急医療品や非常用持ち出し品を備蓄し、保管場所を確認する。
- 災害時の家族の役割（高齢者や病人の保護など）を決めておく。
- 避難場所、避難経路を確認する。
- はぐれた場合や別々の場所で災害に遭った場合の連絡方法と、集合場所を確認する。



わが家の地震対策

地震への備え

地震はいつ起きるか分かりません。いざというときのために、次のことに心がけましょう。



- 家具などはとめ金具で固定する。
- 窓に飛散防止フィルムをはる。
- 万が一ガラスが割れたときに備え、ケガ防止の厚手のスリッパを準備しておく。
- 避難所で生活するのに最小限必要なものを準備しておく。
- 出火に備え消火器、バケツなどをすぐ使用できる場所に置き、風呂の水はいつもためておく。
- 地域の防災訓練や火災訓練に参加し、消火器の扱いに慣れておく。

地震発生のポイント

あわてず冷静に行動するために、地震が発生した時にとるべき行動について確認しておきましょう。



- グラッときたら、落ち着いて自分や家族の身を守る。テーブルや机の下に身をかくしたり、布団や座布団などで頭を保護する。
- すばやく「火の始末」をする。
- 窓や扉を開け、非常脱出口を確保する。（特に中・高層住宅では重要）
- 落下物に注意し、あわてて外に飛び出さない。
- 火の元を確認し、出火時はあわてず、初期消火する。
- 靴を履く。室内のガラス破片に注意する。
- 近隣者で声を掛け合い、安否を確認する。協力しあって救出・救護する。
- 少しでも危険を感じたら避難する。
- 避難の前に、ガス・電気などの安全を確認する。
- ラジオなどの正しい情報に従い行動する。

〈広告〉



発見！

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

エレベーター



車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

発見！

わたしのまちの
ユニバーサルデザイン

浮き出しているエレベーターのボタン



ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

風水害への備え

台風や集中豪雨による風水害は、地震に比べ事前に予測することが可能です。(ただし、集中豪雨によるゲリラ豪雨は予測が困難です。)日頃からの備えと気象情報などに十分注意して、身の危険を感じたら自主的に避難するなど適切に行動しましょう。



台風・集中豪雨に備えて

屋外での備え

- 瓦など、屋根材の点検(風で飛ばされないか)
- アンテナ、支線の補強
- 雨戸の強化
- 雨どいのつまりを除く。
- 排水溝の水の流れをよくする。
- 納屋や物置の危険物の安全の確認
- 家のまわりやベランダにある風で飛ばされそうな小物を片付ける。

屋内での備え

- 気象情報を注意深く聞く。
- 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを準備する。
- 非常時に備え、非常持ち出し品を準備する。
- むやみに外に出ない。
- 断水等に備え飲料水を確保しておく。
- 浸水のおそれのある場合は、家具や食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所に移動する。

洪水時の避難における注意事項

- 避難場所・経路を確認しておきましょう。
- 裸足や長靴は厳禁。歩きやすい履物(紐で締められる運動靴など)で避難しましょう。
- 水中のマンホールや溝などに注意し、長い棒を杖がわりに安全を確認し、できるだけ道路の真ん中を歩きましょう。
- 歩ける水の深さは男性で70cm、女性50cmが限度。水深が腰の高さ以上の時は高いところに避難しましょう。
- 子供やお年寄り、体の不自由な人は背負いましょう。幼児はベビーバスを利用し安全を確保し避難します。
- はぐれないようにお互いをロープで結んで避難しましょう。



防災情報の取得

防災情報を取得しましょう

テレビやラジオ、インターネットなど、ご自分に合った方法で最新の気象情報を入手し、適切な避難行動をとりましょう。避難に関する情報が発令されていなくても、少しでも身の危険を感じたら、自主的に早めの避難をしてください。

◀ホームページはこちら



保存版 わが家の災害時連絡先リスト

家族で防災会議をしましょう

年　月　日

わが家の緊急時の避難(集合)場所

一時避難所

避難所

緊急のときのわが家の主要連絡先

名前

電話番号

メール

安否情報を取り次いでくれる人(遠方の親戚や友人)の連絡先

名前

電話番号

メール

名前

電話番号

メール

粕屋町公的避難施設および防災関係施設一覧表

■公的避難施設

★地震時使用不可　★水害時使用不可

	施設名	電話番号	住所
公共の施設	粕屋町役場 ♥	938-2311	駕与丁一丁目1番1号
	粕屋町健康センター ♥		
	サンレイクかすや（粕屋町立生涯学習センター） ♥	931-3309	駕与丁一丁目6番1号
	かすやこども館	410-2230	駕与丁一丁目6番2号
	かすやドーム（粕屋町総合体育館） ♥	939-5130	駕与丁三丁目2番1号
	粕屋フォーラム（粕屋町立図書館・歴史資料館） ♥	939-4646	若宮一丁目1番1号
	粕屋町福祉センター（粕屋町社会福祉協議会） ♥	938-6844	長者原東六丁目5番10号
	保育所		
	仲原保育所 ★ ♥	938-4556	仲原一丁目16番3号
	中央保育所 ♥	938-8746	若宮二丁目11番18号
	幼稚園		
	西幼稚園 ★ ♥	611-2411	大字仲原2461番地
	大川幼稚園 ★ ♥	938-3108	戸原東二丁目21番1号
	小学校		
	仲原小学校 ♥	938-2197	仲原一丁目16番1
	粕屋西小学校 ★ ♥	611-8123	大字仲原2445番地
	粕屋中央小学校 ♥	938-0555	若宮二丁目2番1号
	大川小学校 ★ ♥	938-2151	戸原東三丁目5番1号
	中学校		
	粕屋中学校 ★ ♥	938-2220	大字仲原1707番地
	粕屋東中学校 ★ ♥	939-0740	江辻一丁目1番1号
	高等学校		
	県立福岡魁誠高校 ♥	938-2021	長者原東五丁目5番1号

※粕屋町福祉センターは福祉避難所を兼ねる。♥ AED配備施設

■防災関係機関

	施設名	電話番号	住所
公共の施設	保健所		
	粕屋保健福祉事務所	939-1500	戸原東一丁目7番26号
	警察署（緊急110番）		
	粕屋警察署	939-0110	大字上大隈147番地1
	粕屋交番	939-0110	長者原東六丁目15番8号
	消防署（緊急119番）		
	中部消防署	938-3216	大字上大隈55番地1
	粕屋南部消防本部	935-5111	志免町大字田富170番地
	中部消防署西出張所	629-6271	大字仲原1854番地1

	施設名	電話番号	住所
公民館等施設	仲原小学校区		
	花ヶ浦区公民館	938-3602	花ヶ浦二丁目19番15号
	駕輿丁区公民館	939-6631	駕与丁一丁目9番1号
	酒殿区公民館 ♥	938-8809	酒殿三丁目4番21号
	甲仲原区公民館 ♥	938-3028	甲仲原一丁目6番2号
	粕屋西小学校区		
	サンライフ区公民館 ★	938-4054	大字内橋197番地1
	内橋一区公民館 ★	－	内橋西三丁目1番1号
	内橋二区公民館	939-2502	内橋東三丁目7番15号
	阿恵区公民館 ★	－	大字阿恵220番地2
	乙仲原西区公民館 ★ ♥	623-3517	大字仲原2767番地1
	柚須文化センター ★ ♥	621-1775	大字柚須57番地1
	粕屋中央小学校区		
	若宮区公民館	938-4006	若宮二丁目10番48号
	原町区公民館 ♥	938-5752	原町五丁目2番35号
	長者原上区公民館	939-1996	長者原東六丁目18番1号
	長者原中区公民館	－	長者原東二丁目3番5号
	長者原下区公民館 ★ ♥	－	長者原西二丁目18番10号
	なかのはら防災公園	－	原町三丁目9番
	大川小学校区		
	上大隈公民会館 ♥	938-8030	大字上大隈342番地
	江辻区公民館 ★	－	江辻四丁目4番7号
	戸原区公民館 ♥	938-4663	戸原東三丁目1番1号
	朝日区公民館 ★	939-0283	大字大隈377番地1
	長戸区公民館 ★	938-2077	戸原東一丁目5番17号
	内橋三区公民館 ★	938-1227	内橋東一丁目6番18号
	江辻山会館	－	大字江辻928番地
	江辻第二集会所	－	江辻六丁目2番5号
	広田組合集会所	－	戸原北三丁目5番8号
	粕屋中央スポーツ公園	－	戸原東一丁目1番



発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

多目的トイレ



高齢者や障害のある方、お子さま連れなど誰でも利用できます。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

感知式の水道蛇口



握力の弱い方だけでなく、衛生面が気になる方も安心して利用できます。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

ピクトグラム



図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。

防災用品チェックリスト

災害非常持出品（災害時すぐに持ち出すもの）

※非常用持出袋などに入れ、玄関など持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

非常食（水）

- □ 飲料水　※1人あたり1日3ℓ（交換日　年　月　日）
- □ 非常食（乾パン、缶詰など）※火を使わずに食べられるものを。（交換日　年　月　日）
- □ ナイフ、缶切り、栓抜き
- □ 簡易食器（割り箸、紙皿、紙コップ、スプーン）

貴重品

- □ 運転免許証・マイナンバーカード
- □ 貴重品（通帳、印鑑、権利証書など）
- □ 現金（10円玉等も）

救急・安全

- □ 常備薬
- □ 医薬品（傷薬、ばんそうこう、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など）

照明器具

- □ ろうそく
- □ 懐中電灯と予備の電池・電球

衣類・生活日用品

- □ 上着・下着・靴下などの着替え
- □ 避難に適した靴
- □ ティッシュペーパー、ウェットティッシュ（多めに準備。）
- □ ヘルメット・防災ずきん
- □ タオル
- □ マスク
- □ ライター（マッチ）
- □ 雨具、防寒具
- □ ビニールシート
- □ 生理用品
- □ 自家用車のキー、自転車のキー

その他

- □ 家族の写真
- □ 携帯ラジオと予備の電池
- □ 携帯電話、充電器（電池式）
- □ 笛
- □ 緊急連絡簿（携帯電話を使えない場合などに備え、必要な連絡先を書き出しておく。）

非常用備蓄品（復旧まで3日間程度必要なもの）

※発災後、取りに行けるよう倉庫や車のトランクに入れておくと便利です。

食料・飲料水

- □ 乾パン・クラッカー・ドライフーズ
- □ 缶詰
- □ レトルト食品、アルファ米
- □ インスタントラーメン（交換日　年　月　日）
- □ 飲料水 ※一人あたり1日3ℓ（交換日　年　月　日）
- □ 菓子類（チョコレート、あめなど）

燃料

- □ 卓上カセットコンロ
- □ 固形燃料
- □ 予備のガスボンベ



その他生活日用品

- □ 衣類、防寒着、雨具、帽子
- □ 洗面用具（歯ブラシ、石けんなど）
- □ ティッシュペーパー
- □ トイレットペーパー
- □ 使い捨てカイロ、熱冷却シート
- □ シャンプー（水のいらないもの）
- □ 軍手・手袋
- □ 布ガムテープ
- □ ロープ、ビニール紐
- □ ラップ、アルミホイル
- □ ビニール袋、ポリ袋
- □ 毛布、タオルケット、寝袋
- □ 予備のメガネ、補聴器
- □ なべ、やかん
- □ 簡易トイレ
- □ 新聞紙
- □ スリッパ
- □ バケツ、貯水用ポリタンク、ボトル
- □ 工具類（のこぎり、バール、スコップなど）
- □ カメラ（被害状況の記録など）

家族構成に合わせて準備

乳幼児がいる家庭では

- □ 粉ミルク（3日分）
- □ ほ乳びん
- □ 飲料水（ミルク用）
- □ 洗浄綿
- □ ほ乳びん洗浄たわし、消毒薬など
- □ 離乳食（缶詰、レトルト、ドライフーズなど）※すぐ食べられる瓶タイプが便利。
- □ 離乳食用スプーン
- □ おやつ
- □ 紙おむつ（3日分）
- □ 携帯用おしりふき（ウェットティッシュ）
- □ 着替え（3日分）
- □ バスタオル
- □ ガーゼ・ハンカチ
- □ ベビー毛布
- □ ビニール袋
- □ 石けん
- □ 抱っこ（おんぶ）ひも、ベビースリング
- □ ベビー用の靴
- □ おもちゃ
- □ 母子健康手帳
- □ マイナ保険証

妊婦がいる家庭では

- □ 脱脂綿、ガーゼ
- □ さらし、T字帯
- □ タオル類
- □ 洗浄綿、母乳パッド
- □ 新生児用品
- □ 母子健康手帳

ペットのチェック

- □ ペットフード
- □ ハーネス
- □ タオル
- □ 折りたたみ式などのケージ

要介護者のいる家庭では

- □ 補助具の予備
- □ 常備薬
- □ おむつなど身の回り品
- □ 障害者手帳、介護保険証
- □ 着替え



〈広告〉

発見！
わたしのまちのユニバーサルデザイン
路面誘導サイン



車いすの方や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

一般貨物自動車運送業
株式会社三豊商会
建設資材販売業・総合土木建築業
粕屋町長者原西3丁目3-7
TEL.092-939-2670
ドライバー大募集



◆土木工事
◆舗装工事
◆産業廃棄物収集運搬業
◆一般貨物自動車運送業
◆貨物軽自動車運送事業

株式会社 安武
粕屋町上大隈427
☎092-938-7650（代表）
☎092-692-5005（運送部）
FAX092-938-4826

届出・証明

証明書の発行

問 住民課 ☎938-0215

※なりすましや虚偽の申請を防止するため、窓口で来庁者の本人確認を実施しています。官公署発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）のご提示をお願いします。
※表に記載されていない証明書の請求や、本人以外の証明書を請求する場合は、事前にお問い合わせください。

区分	内容	手数料※1 窓口	手数料※1 コンビニ交付	備考
戸籍関係	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	450円	400円※2	コンピュータ化後の戸籍の証明書。平成9年1月1日以前の戸籍については改製原戸籍を請求してください。
	除籍全部事項証明書（除籍謄本） 除籍個人事項証明書（除籍抄本）	750円		戸籍に記載されている人が婚姻・死亡・転籍等により全員除籍になった戸籍の証明書。
	改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本	750円		縦書きの古い戸籍の証明書。相続手続等で必要になる場合があります。
	受理証明書	350円		戸籍の届出を受理したことを証明するもの。
	身分証明書	300円		禁治産、準禁治産、破産宣告、後見登記の有無について証明するもの。本籍地で発行されます。
	戸籍の附票	300円	250円※2	その戸籍が作られてからの住所の履歴が記録されたもの。本籍地で発行されます。
	広域交付：戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	450円		本籍地が粕屋町以外の方の戸籍の証明書。申請者本人が来庁し、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）で本人確認ができた場合のみ発行できます。本人請求の範囲（本人、配偶者、直系親族）以外の戸籍、および個人事項証明書（抄本）は発行できません。
	広域交付：除籍全部事項証明書（除籍謄本） 改製原戸籍謄本	750円		
住民票関係	住民票の写し	300円	250円	世帯全員または一部、本籍および世帯主との続柄の記載の有無を選択できます。事前に提出先にご確認ください。
	住民票（除票）の写し	300円		転出や死亡等により消除された住民票。本人分のみの交付となります。
	記載事項証明書	300円		
	広域交付の住民票	300円		住民登録地が粕屋町以外の方の住民票。申請者本人が来庁し、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等かつ住民登録地が最新住所として記載されているもの）で本人確認ができた場合のみ発行できます。本人および同一世帯の方の分のみ請求できます。本籍地を記載することはできません。
印鑑登録関係	印鑑登録	300円		32ページをご覧ください。
	印鑑登録（再登録）	500円		32ページをご覧ください。
	印鑑登録証明書	300円	250円	窓口での発行には印鑑登録証の提示が必要です。
その他	その他の証明	300円		独身証明書など。お問い合わせください。

※1　手数料は市区町村により異なる場合があります。
※2　住所と本籍地の市区町村が異なる方は、事前に本籍地利用登録申請が必要です。詳しくは本籍地市区町村にお問い合わせください。

コンビニ交付サービスについて

・サービス利用時間は「午前6時30分から午後11時まで（12月29日から1月3日を除く）」です。
・システムメンテナンス等によりサービスを停止する場合があります。
・利用時間、証明書の手数料は、サービスを提供する自治体により異なります。

税その他の証明書の発行 問 税務課 ☎938-0237 収納課 ☎938-0232 産業振興課 ☎938-0194

担当課	内容	手数料	備考
税務課 収納課	所得課税証明	300円	収入、所得、控除および課税状況について証明するものです。発行できる方は、証明が必要な年度の1月1日に粕屋町に居住されていた方です。(表示される所得内容は、前年中のものです。) ※コンビニ交付250円
	町県民税の納税証明	300円	町県民税を納税したことを証明するものです。
	軽自動車税の納税証明	300円	軽自動車税を納税したことを証明するものです。 ただし、継続検査用は無料。
	固定資産税の納税証明	300円	固定資産税を納税したことを証明するものです。
	国民健康保険税の納税証明	300円	国民健康保険税を納税したことを証明するものです。
	未納がない証明	300円	町税に未納がないことを証明するものです。
	評価証明〈固定資産〉	300円	所有者氏名、所在、地目、面積、評価額を証明するものです。
	公課証明〈固定資産〉	300円	評価証明に加え、課税標準額および課税相当税額を証明するものです。
	名寄帳〈固定資産課税台帳の写〉	300円	粕屋町内に所有する全ての資産の所在地や面積、評価額などを記載したものです。
	無資産証明	300円	固定資産課税台帳に記載されていないことを証明するものです。
	住宅用家屋証明	1,300円	個人が新築された家屋等について、登記の税率を軽減するために証明するものです。
産業振興課	農地に関する証明書等	300円	農地転用などに関する証明書です。

※なりすましや虚偽の申請を防止するため、窓口で来庁者の本人確認を実施しています。官公署発行の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)のご提示をお願いします。
また、ご本人様以外で、ご家族や代理の方が請求する場合は、**委任状**と代理の方の**顔写真付きの身分証明書**などが必要です。委任状には、必ずご本人様が署名してください。(ご家族の方も代理人となります。)
ただし、軽自動車税の継続検査用納税証明書を請求される場合については、委任状や本人確認用書類などを提示する必要はありません。



印鑑登録

問 住民課 ☎938-0215

印鑑登録には

①申請(登録)者本人が来庁し、顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)により本人確認ができた場合は、即日で登録手続きが完了し、印鑑登録証明書の交付が可能です。
②顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合、および代理人による申請の場合は、本人宛に照会書を簡易書留で郵送します。本人が記入した照会書(回答書)の提出をもって登録完了となるため、数日かかります。

印鑑登録証明書の交付

窓口での印鑑登録証明書の交付には「印鑑登録証」の提示が必要です。印鑑登録証は印鑑登録が完了した際にお渡ししています。

戸籍関係の届出

問 住民課 ☎938-0215

届出種類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	出生の日から14日以内	父、母	住民登録地、出生地または本籍地のいずれかの市区町村	出生証明書(出生届書の右側に医師が記載したもの)、母子健康手帳
婚姻届	届出の日から効力が生じます	婚姻する二人	夫または妻のいずれかの住民登録地、または本籍地がある市区町村	婚姻届書
死亡届	死亡の事実を知ってから7日以内	親族等	死亡者の本籍地、死亡地、または届出人の所在地のいずれかの市区町村	死亡診断書(死亡届書の右側に医師が記載したもの)
離婚届・転籍届 養子縁組届など その他の届出	電話もしくは窓口にて確認してください			

あわせて必要となる主な手続き

戸籍の届出により、マイナンバーカード、国民健康保険、後期高齢者医療保険、児童手当、医療証などの手続きが必要になる場合があります。

夜間・休日(閉庁時)も届出ができます

役場の閉庁時間(夜間・土日祝・年末年始)は、役場裏の警備員室にて届書をお預かりし、翌開庁日に内容を審査します。不備があると届書を受理できないことがあるため、事前に窓口で内容の確認をしてから提出することをおすすめします。

証明書について

届出の内容や住所地・本籍地によって、証明書(住民票、戸籍謄本、受理証明書など)が発行できるまでに日数がかかる場合があります。

○死亡届を出された後の手続きについて

身近な方が亡くなられた時には、健康保険や年金など様々なお手続きが必要です。
粕屋町役場でのお手続きについては、住民課の窓口にて、関係窓口へご案内します。

対象となる方	担当窓口
国民健康保険に加入していた方	国民健康保険係
後期高齢者医療・年金に加入(受給)していた方	後期高齢者医療年金係
医療証(子ども・重度障がい者・ひとり親等)をお持ちの方	手当公費医療係
65歳以上の方、または介護認定を受けていた方	高齢者支援課
障害者手帳をお持ちの方	福祉課
上下水道の名義変更が必要な方	上下水道課

なお、粕屋町のホームページにて「おくやみ手続きガイド」を公開しています。役場関係の手続きがまとめてありますので、ご活用ください。

マイナンバーカード（個人番号カード）

問 住民課 ☎938-0215

マイナンバーカードとは、マイナンバーが記載された顔写真付のカードのことです。
プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、自治体サービス、保険証利用、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請等、様々なサービスにもご利用いただけます。

	有効期限	
カード発行時の年齢	マイナンバーカード	電子証明書
18歳以上	カード発行から10回目の誕生日	カード発行から5回目の誕生日
18歳未満	カード発行から5回目の誕生日	

○電子証明書について

電子証明書には2種類あります。

①署名用の電子証明書

インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します。
・電子申請（e-Tax等）や民間オンライン取引（オンラインバンキング等）の登録など
※「作成・送信した電子文書が、あなたが作成した真正なものであり、あなたが送信したものであること」を証明することができます。

②利用者証明用の電子証明書

インターネットサイトや証明書コンビニ交付サービス対応キオスク端末（マルチコピー機）にログイン等をする際に利用します。
・証明書コンビニ交付サービス、マイナ保険証利用　など
・行政のサイト（マイナアプリ等）へのログイン
・民間のサイト（オンラインバンキング等）へのログイン
※「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。

○マイナンバーカード各種手続き（本人が来庁する場合）

手続種類	手続者	必要なもの	備考
マイナンバーカードの申請・更新	本人 ※15歳未満の方または成年被後見人は、法定代理人の同行が必要です。	・顔写真付きの本人確認書類 ・通知カード（お持ちの方） ・マイナンバーカード（お持ちの方）	・交付までに概ね1か月程度かかります。
マイナンバーカードの受取	本人 ※15歳未満の方、または成年被後見人は、法定代理人の同行が必要です。	・交付通知書等 ・顔写真付きの本人確認書類 ・通知カード（お持ちの方） ・マイナンバーカード（お持ちの方）	・電子証明書の更新・新規発行手続き直後は、マイナ保険証やコンビニ交付等のサービスを利用できない場合があります。 ・暗証番号が必要です。
電子証明書の更新・新規発行	本人	・マイナンバーカード	
暗証番号の再設定・ロック解除等	本人	・マイナンバーカード	
住所・氏名の変更	本人	・マイナンバーカード	

※マイナンバーカードの申請は、ご自身で申請書を郵送する「郵送申請」やインターネットから「オンライン申請」を行うことができます。
※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、事前にご相談ください。
※代理人が手続きする場合は、別途手続きや疎明資料等が必要になる場合がございますので、事前にお問い合わせください。

税金

町税　問 税務課　938-0237

○町県民税（住民税）

福岡県に納めていただく県民税と、粕屋町に納めていただく町民税を含む名称で、「住民税」とも言います。よく耳にする所得税は国に納めていただく税金（国税）で、住民税（町県民税）は市町村に納めていただく税金（地方税）です。

住民税（町県民税）は、一定以上の所得がある方に負担していただく「均等割」と、所得金額と控除額で税額が計算される「所得割」の負担があります。

町県民税を納める方

町県民税の課税はその年の1月1日現在、どこに住所および事務所等を有していたかで判断されます。（住所の認定については住民基本台帳に記載されている方はそれにより、それ以外の場合には、実際に住んでいる市町村で課税されます。）

1）均等割の納税義務者
・その年の1月1日現在、粕屋町内に住所を有する方
・その年の1月1日現在、粕屋町内に事務所等を有する方で、粕屋町内に住所を有していない方

2）所得割の納税義務者
・その年の1月1日現在、粕屋町内に住所を有する方

○軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを「軽自動車等」といいます。）の所有者に対して、市町村により課税される税です。

軽自動車税を納める方

4月1日現在、粕屋町内で軽自動車等を持っている方に課税されます。

※4月2日以降に廃車や譲渡をしても、その年度までは課税され、月割り等の減額はありません。

○固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している方がその固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

固定資産税を納める方

毎年1月1日に固定資産を所有している方に課税されます。

※1月2日以降に売買等をしても月割り等の減額はありません。

○土地…土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
○家屋…建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
○償却資産…償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品等です。

○法人町民税

法人町民税とは、粕屋町内に事務所や事業所などがある法人や人格のない社団等に課税される税です。

個人の町県民税と同様に均等割と、国税である法人税の額に応じて負担していただく法人税割があります。この2つをあわせたものが法人町民税です。

法人町民税を納める法人等

納税義務者	納める税額
粕屋町内に事務所や事業所がある法人	均等割と法人税割
粕屋町内に寮、保養所などのみがある法人	均等割
粕屋町内に事務所や事業所などがある公共・公益法人等または法人でない社団等で収益事業を行わないもの	均等割
粕屋町内に事務所や事業所がある法人課税信託の受託を行うもの	法人税割



町税の納付

問 税務課 ☎938-0237 収納課 ☎938-0232

○町税の納期

各税の納期限は、下記のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期			4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

納期限は上記の納期月の月末です。(12月を除く)
なお、納期限が休日の場合は、翌営業日(平日)です。
12月の納期限は12月28日です。(ただし、12月28日が休日の場合は科目により納期限が異なりますので、通知書にてご確認ください。)

○町税等の納付方法

金融機関

粕屋町役場内指定金融機関または金融機関の本店・支店等で納付できます。
また、納付書にeL-QRが印字されている場合は、全国のeL-QR対応金融機関の窓口での納付が可能です。

口座振替

納期ごとに、指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納付する方法です。一度手続きをされますと、翌年度以降は自動的に更新されます。

コンビニエンスストア

納付書裏面に記載のコンビニエンスストア(以下「コンビニ」と略します。)の営業時間内であれば、全国どこからでも納付できます。

スマートフォン決済サービス

金融機関やコンビニへ行く手間が省けるため、時間や場所を選ばずに納付ができます。

地方税共通納税システム

納付書に「eLマーク」「eL-QR」(二次元コード)が印字されている税目については、「eL(エル)お支払サイト」やスマートフォン決済アプリが利用でき、時間や場所を選ばずに納付ができます。(一部のサービスについては利用できない時間帯があります。)

	金融機関 ※1	金融機関窓口(eL-QR) ※2	口座振替 ※3	コンビニエンスストア(バーコード) ※4	キャッシュレス決済(バーコード) ※4	キャッシュレス決済(eL-QR) ※5	eLお支払サイト(eL-QR・eL番号) ※6
町県民税(普通徴収)	○	○	○	○	○	○	○
固定資産税	○	○	○	○	○	○	○
軽自動車税	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険税	○	○	○	○	○	○	○

※1 福岡銀行、西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合、福岡中央銀行、福岡県信用組合、飯塚信用金庫、遠賀信用金庫、九州内のゆうちょ銀行または郵便局(沖縄県を除く)、粕屋町役場内派出所
※2 対象の金融機関は地方税共同機構ホームページでご確認ください。
※3 福岡銀行、西日本シティ銀行、粕屋農業協同組合、福岡中央銀行、福岡県信用組合、飯塚信用金庫、遠賀信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)
※4 対象のコンビニエンスストアとキャッシュレス決済は納付書裏面をご確認ください。
※5 対象のスマートフォン決済アプリは、eLお支払サイトでご確認ください。
※6 サイト内での支払い方法は、eLお支払サイトでご確認ください。

○町税などの納付相談は収納課へ

町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)の納税のご相談は、収納課で受け付けています。
また、保育料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付のご相談についても、一部受け付けています。

保険・年金

国民健康保険制度

問 住民課 ☎938-0215

万一の病気やけがに備えて、誰でもいずれかの健康保険に加入することが義務付けられています(国民皆保険)。

粕屋町にお住まいの方は、下記に該当する方を除いて、粕屋町の国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。在留期間3か月以上の外国人の方も同様です。

①職場の健康保険加入者とその扶養家族
②国民健康保険組合の加入者
③後期高齢者医療制度に該当する方
④生活保護を受けている方

こんなときは14日以内に手続きが必要です

手続きするとき		必要なもの
加入するとき	・他の市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明
	・職場の健康保険などをやめたとき(退職した方)	健康保険資格喪失証明書(職場の健康保険をやめた証明書)
	・職場の健康保険の被扶養者でなくなるとき	健康保険資格喪失証明書(被扶養者でない証明書)
	・生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	・子どもが生まれたとき	母子健康手帳
やめるとき	・他の市区町村に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	・職場の健康保険などへ加入したとき ・職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の資格確認書または資格情報のお知らせ(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	・死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、喪主が確認できるもの
	・生活保護を受けるようになったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、保護開始決定通知書
その他の手続き	・同じ市区町村で住所が変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	・世帯主や氏名が変わったとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	・世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	資格確認書または資格情報のお知らせ
	・就学や施設入所のため、他の市区町村に住所を移すとき	資格確認書または資格情報のお知らせ、在学証明書(在所証明書)
	・資格確認書または資格情報のお知らせを失くしたときや汚れて使えなくなったとき	本人確認書類(免許証等)

※上記すべての届出には、世帯主・加入者のマイナンバーカードまたは通知カード、届出者の本人確認書類(免許証等)が必要です。

○国民健康保険に加入する手続きが遅れた場合

加入者は、役場に届出をした日ではなく、被保険者の資格を取得した日までさかのぼって保険税を計算することになり、まとまった額(一括)で納付が必要になる場合があります。

また、医療費については、全額自己負担になることもありますのでご注意ください。

○国民健康保険をやめる手続きが遅れた場合

他の健康保険に加入していながら国保資格を使って医療機関等受診してしまった場合には、国保が負担した医療費について全額返金していただくことになります。(健康保険が変わったときは、すぐに病院に連絡してください。)

また、届出が遅れてしまうことで、保険税の支払いが重複してしまうことがありますのでご注意ください。

○国民健康保険税の決まり方

保険税について

保険税は国保に加入している人の前年中の所得や加入者数に応じて、世帯単位で計算します。年度の途中で加入した場合は加入した月分から、途中で脱退した場合は脱退前月分までを月割で計算します。また、所得額や加入者数等に変更があった場合には、保険税を再計算します。

保険税を納めるのは世帯主

保険税の納税義務者は世帯主となります。

世帯主が国保に加入していない場合でも、同じ世帯で国保に加入している人がいれば、同様に世帯主が納税義務者となります。

所得の申告が必要

保険税は加入者の前年の所得をもとに計算するため、所得税や町県民税(住民税)の申告が必要です。所得の申告がされていない場合、公平で正しい賦課ができないことになり、医療費の限度額区分についても正しく判定できません。また、所得が無い方や少ない方は、申告をすることで保険税の軽減措置に該当する場合があります。

保険税の支払い方法など

保険税の支払いは、納めに行く手間が省けて納め忘れがない口座振替が便利です。また、モバイルレジやPayPay請求書払い等、キャッシュレス決済でのお支払いも可能です。納期限内に忘れずに納めてください。

特別徴収(年金天引き)について

国保の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯については、原則、世帯主の年金から直接保険税をお支払いいただくことになります。

納期

	普通徴収（納付書または口座振替）	特別徴収（年金天引き）
4月		第1期
5月		
6月	第1期	第2期
7月	第2期	
8月	第3期	第3期
9月	第4期	
10月	第5期	第4期
11月	第6期	
12月	第7期	第5期
1月	第8期	
2月	第9期	第6期
3月	第10期	

○さまざまな給付

給付の種類	給付の内容
療養費	次のような場合で医療費などを10割負担されている場合は、国保診療の基準により支給します。 ・緊急そのほか、やむを得ない理由で保険資格を掲示できなかったとき ・医師が必要と認めてマッサージ・はり・灸の施術を受けたとき ・治療上必要な補装具を購入したとき ・渡航中、海外で治療を受けたとき（治療目的の渡航は除く）
移送費	重症患者を医師の指導で入院または転院したとき、国保診療の基準により、かかった費用を支給します。
高額療養費	月の1日から末日までの1か月間で、医療費の一部負担金（食事代や、個室料などの自費分は含まれません）が負担限度額を超えた場合に、申請により負担限度額を超えた部分を後から支給します。この負担限度額は、世帯の所得などにより、また70歳以上・未満によって異なります。
出産育児一時金	被保険者が出産（妊娠85日以上の死産・流産も含む）した場合、出生児1人に付き500,000円（産科医療補償制度対象医療機関外での出産は488,000円）を支給します。
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方（喪主）に対し、30,000円を支給します。

※上記表の給付には申請が必要です。必要書類などの詳しいことはお問い合わせください。また法改正等があった場合、支給基準額および負担割合が変更されることがあります。

○入院するとき

粕屋町の国民健康保険に加入されている方が入院する場合、マイナ保険証または限度額区分が併記された資格確認書を窓口に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。資格確認書に限度額区分の併記を希望される場合は申請が必要になります。また、住民税非課税世帯の方は入院中の食事代も減額になります。

○交通事故にあったとき

粕屋町の国民健康保険に加入されている方が交通事故など第三者から傷害を受けて医療機関等受診する場合、治療費は加害者（保険会社）が負担するのが原則です。しかし、加害者の支払いや損害賠償に時間がかかるなど、粕屋町国民健康保険資格を使用して診療を希望する場合は、国民健康保険担当部署に必ず届け出てください。後日、国保から加害者（保険会社）に請求することになります。

はり・きゅう費補助

問 住民課 ☎938-0215

はり・きゅう治療を受けた場合、施術費の一部を補助いたします。

対象者	町内に居住している65歳以上の方 ※65歳になる誕生日から対象です。
補助	1回1,000円まで、年間30回までを補助いたします。
申請	役場の窓口に顔写真付きの身分証明書を持参して利用証の申請をしてください。

後期高齢者医療制度

問 住民課 ☎938-0215

当制度は都道府県ごとに設立された広域連合が制度運営の主体となり、保険料の決定、被保険者の資格管理、医療を受けたときの給付、保健事業などを行います。

また、市町村は、被保険者の身近な窓口として申請や届出の受付、資格確認書または資格情報のお知らせの引き渡し、保険料の徴収などを行います。

後期高齢者医療の資格取得にともない、それまで加入していた健康保険の被保険者ではなくなります。

○対象となるとき（資格の取得）

	手続きに必要なもの
75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）	後期高齢者医療制度加入前の資格確認書または資格情報のお知らせ・通帳・マイナンバーカード
65歳以上75歳未満の一定の障がいをお持ちの方が、申請を行い、広域連合から認定を受けたとき（認定を受けた日から）	後期高齢者医療制度加入前の資格確認書または資格情報のお知らせ・通帳・障害者手帳・マイナンバーカード
適用除外要件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止など）	左記要件を確認できる書類・通帳・マイナンバーカード

○対象でなくなるとき(資格の喪失)

	手続きに必要なもの
死亡したとき	亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ・相続人代表の方の通帳・喪主の方の通帳(相続人代表と喪主が同じ場合は1つで)・喪主の方が確認できるもの(会葬御礼、葬儀の請求書など) ※死亡された方と相続人代表の方の世帯が別の場合は、続柄が分かるもの(戸籍謄本)
75歳未満の方が、一定の障がいの状態に該当しなくなったとき	後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ・障害者手帳・通帳
適用除外要件に該当するようになったとき(生活保護の開始など)	後期高齢者医療資格確認書または資格情報のお知らせ・左記要件を確認できる書類・通帳

○保険料の計算

1. 保険料(年額)は個人単位で計算し、被保険者が納付義務者になります。
2. 保険料(年額)は被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計金額(合計金額の10円未満は切り捨て)です。
3. 保険料(年額)を算出するための「均等割額」と「所得割率」を保険料率と言います。福岡県内の保険料率は均一です。令和8年4月より、医療費分と子ども子育て支援金分のそれぞれの所得割額と均等割額の合計額が年間保険料となります。なお、保険料率は2年ごとに見直されます。

○保険料の納付方法

特別徴収…保険料徴収は原則として年金からの天引き(特別徴収)です。
普通徴収…年金受給額が年額18万円以下の方や、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えてしまう方は、特別徴収になりません。納付書や口座振替で納めていただきます。

※保険料の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期についてはお尋ねください。

○保険料の減免

災害や事業の休廃止による収入の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難となったときは、申請により保険料が減免される場合があります。
詳しくは、お問い合わせください。

○給付について

給付の種類	給付の内容
療養費	次のような場合は、いったん全額を自己負担していただき、後から役場で申請すれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。 ・事故や急病でやむを得ず資格確認書やマイナ保険証を持たずに治療を受けたとき ・海外渡航中に、急病で治療を受けたとき ・医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
高額療養費	同一月内に支払った医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が申請により払い戻されます。新規に対象となる人には、申請案内の通知をお送りします。1度申請すれば、その後は限度額を超えた分があった場合は、登録された口座に振り込みます。
高額介護合算	同一世帯内で後期高齢者医療と介護保険の両方を利用した場合、自己負担額の合算額について新たに年間負担額の上限を設け、負担を軽減します。上限額を超える部分については、被保険者から市町村窓口への申請により、医療保険と介護保険から、それぞれの自己負担額に応じて支給されます。自己負担額は毎年8月から翌年7月までの期間で計算します。
移送費	医師の指示により、緊急に病院などに移送されたとき、申請により広域連合が必要と認めた場合、移送費用が支給されます。
葬祭費	被保険者が亡くなったとき、申請により葬儀をおこなった方に葬祭費(3万円)が支給されます。
特定疾病	特定の疾病により長期間継続して高度な治療が必要になった場合は、医療費の自己負担限度額が1ヶ月につき1万円までとなります。 ※特定疾病となる疾病 ①人工透析が必要な慢性腎不全 ②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または第Ⅸ因子障害(いわゆる血友病) ③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働省の定める者に限る)

※上記表の給付は、申請が必要です。必要書類などの詳細はお尋ねください。
法改正があった場合、支給基準額および負担割合が変更される場合があります。

○入院するとき

マイナ保険証や限度額区分を併記した資格確認書を病院の窓口に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。

限度額区分を併記する場合は後期高齢者医療年金係でお手続きが必要です。

○交通事故にあったとき

交通事故など、第三者から傷病を受けた場合も、医者にかかることができます。その際には、必ず役場の窓口に届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出してください。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険が使えなくなります。示談の前には必ず役場の窓口にご相談ください。

○健康診査の実施

生活習慣病の予防および早期発見・早期治療は重要であることから、広域連合において、健康診査を実施します。詳しくは広域連合へお尋ねください。

福岡県後期高齢者医療広域連合
☎651-3111　FAX651-3901
ホームページ:http://www.fukuoka-kouki.jp/

医療費助成制度

問 住民課　☎938-0215

子ども、重度障がい者、ひとり親家庭等の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、町内に居住し、健康保険に加入している方を対象に保険診療にかかる医療費の自己負担分の助成を行っています。該当する方は、申請により「医療証」を交付いたします。

○ 医療費の助成

子ども医療費の助成

対象者	0歳～高校生世代までの児童で健康保険に加入している方
本人負担額 ※病院ごとに必要です。	0歳～小学校就学前…通院、入院ともに無料 小学生～高校生世代 通院:500円／月(上限) 入院:無料
所得制限	なし
申請に必要なもの	・健康保険の情報がわかるもの(資格確認書または資格情報のお知らせ等)・マイナンバーカード

重度障がい者医療費の助成

対象者	・身体障がい者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障がい者(療育手帳A判定) ・重複障がい者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1判定) ・精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級) ※精神病床への入院は助成対象外です。
本人負担額 ※病院ごとに必要です。	通院:500円/月(上限) 入院 【一般】 500円/日(月10日を限度) 【低所得者※】 300円/日(月10日を限度) ※病院へ自己負担区分の分かるものの提示が必要です。
所得制限	なし
申請に必要なもの	・健康保険の情報がわかるもの(資格確認書または資格情報のお知らせ等)・マイナンバーカード・障害者手帳

ひとり親家庭等医療費の助成

対象者	母子家庭、父子家庭、父母のいない子で、健康保険に加入している方 ※子は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
本人負担額 ※病院ごとに必要です。	小学生～18歳の年度末 通院:500円／月(上限) 入院:無料
	子を養育している方 通院:800円／月(上限) 入院:500円／日(月7日を限度)
所得制限	あり
申請に必要なもの	健康保険の情報がわかるもの(資格確認書または資格情報のお知らせ等)・マイナンバーカードその他状況により必要なものが異なりますので、お問い合わせください。

助成方法

こんなとき	助成方法
福岡県内の医療機関にかかるとき	健康保険の情報のわかるもの(資格確認書またはマイナ保険証等)と一緒に、医療証を医療機関の窓口で提示してください。窓口での自己負担が軽減されます。
福岡県外の医療機関にかかるとき 医療証を提示できなかったとき	一旦自己負担分をお支払いいただき、役場の窓口で払い戻しの手続きが必要となります。必要書類などの詳細はお問い合わせください。

国民年金

問 住民課　☎938-0215

国民年金は、原則として日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人(外国人を含む)が加入し、老後を迎えたときや、万一事故や病気で障害の状態となったとき、または一家の働き手が亡くなったときなどに年金を受けて、生活の安定を図ることを目的としています。

○ 国民年金の加入

必ず加入しなければならない方…強制加入

- ○第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者・学生など
- ○第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金や共済組合に加入している方)
- ○第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

希望すれば加入できる方…任意加入

年金を受けるために必要な保険料納付済期間等が足りない方や満額の年金に満たない方は、60歳～65歳になるまで(受給資格期間を満たしていない方は、70歳までの間)希望すれば任意加入できます。

そのほか、20歳以上65歳未満の海外在住の日本国民も任意加入できます。

○ 国民年金に関する届出

こんなとき	ここで	必要なもの
勤務先を退職したとき(厚生年金や共済組合をやめたとき)	・後期高齢者医療年金係 ・年金事務所	・退職した年月日が分かる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養からはずれたとき		・扶養からはずれた日が分かる書類
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されるようになったとき 第3号被保険者の配偶者の勤務先が変わったとき	配偶者の勤務先	事業主が行います
任意加入するとき	・後期高齢者医療年金係 ・年金事務所	・通帳、またはキャッシュカード、金融機関への届出印
年金手帳・基礎年金番号通知書を紛失したとき		
保険料の納付が困難なとき (免除・納付猶予・学生納付特例)		・年金手帳、基礎年金番号通知書 ・学生証または在学証明書(学生の方) ・雇用保険受給資格者証または離職票(失業による免除の場合)

○国民年金保険料

定額保険料 月額17,920円(令和8年度)
※年度により異なります。

付加保険料 月額400円(より多くの年金を受け取りたい方)

第1号被保険者の方は、日本年金機構から送付された納付書にて金融機関等で納付してください。
納付には、口座振替をご利用いただくと便利です。
任意加入者の方は、原則口座振替での支払いです。

○国民年金保険料の免除

保険料の納付が困難なときは、保険料免除・納付猶予制度があります。また、学生の方には学生納付特例制度がありますので、未納のままにしないで、ご相談ください。なお、任意加入の方は、免除制度はありません。

免除(全額免除・一部免除)制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除になります。
なお、一部納付額が納められない場合は、未納と同じ扱いになります。

学生納付特例制度

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

納付猶予制度

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

免除と未納と受給額の関係

	全額免除	3／4免除	半額免除	1／4免除	学生納付特例	納付猶予	未納
受給資格期間	算入されます						算入されません
受給額	免除期間の1／2	免除期間の5／8	免除期間の3／4	免除期間の7／8	反映されません	反映されません	反映されません
障害基礎年金や遺族基礎年金の受給	受給資格期間に算入されます。						年金を受けられない場合があります

○厚生年金の給付

厚生年金に加入していた期間のある方が65歳で国民年金から老齢基礎年金を受けられるようになったときは、老齢基礎年金に上乗せする形で、老齢厚生年金が支給されます。また、厚生年金加入中に病気やけがで一定の障害の状態になったときは障害厚生年金が、亡くなったときには、その遺族に遺族厚生年金が支給されます。
詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。

○一般的な年金相談に関するお問い合わせは
「ねんきんダイヤル」
☎0570-05-1165
050で始まる電話などナビダイヤルをご利用できない場合は
☎03-6700-1165
東福岡年金事務所
☎092-651-7967
○このページに関するお問い合わせは
住民課　後期高齢者医療年金係
☎938-0215



子育て・保育・教育

こども家庭センター

問 こども家庭センター母子保健係 ☎410-3262

粕屋町に住むすべての妊産婦、お子さん、そのご家族が安全安心に生活できるよう、専門職が関係機関のスタッフと連携しながら、相談対応を行います。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を整え、相談内容に応じた包括的な支援を行います。

○各種相談

名称	内容	担当・電話番号
マタニティ相談	妊娠中の食事や生活について、管理栄養士や保健師が情報提供や相談を行います。(予約制)	母子保健係 410-3262
赤ちゃん相談	生後1歳6か月児までの赤ちゃんの成長発達について相談を行います。(予約制)	
運動発達相談	運動発達の心配がある児に作業療法士が普段の生活の中でできる運動等について助言します。(予約制)	
発達相談 言語相談	言語面や発達面の心配や困りごとについて、臨床心理士や言語聴覚士が発達や関わり方について助言します。(予約制)	
離乳食相談	離乳食が進まない、レパートリーが少ない等の相談について管理栄養士や保健師が相談を行います。(予約制)	
母子保健相談	妊産婦や子どもに関する相談、育児や生活に関する相談等を随時お受けしています。	赤ちゃんラブコール (相談専用ダイヤル) 938-2388
養育相談	子育てに関する不安や悩み、虐待に関する相談や通告などを受け付けています。	こども相談係 410-2325 (粕屋町チャイルドほっとライン)

○療育支援事業

教室名	開催日	年齢	療育形態	場所
発達ルーム つくしんぼ	3クラス　1クラス定員13人 月:(10:00～13:30) 火・金:(10:00～12:00) 療育1回/週	月・火 1歳半～2歳児	親子集団療育	健康センター 2階 会議室(和室)
		金 2歳児・3歳児		
発達ルーム さくらんぼ	2クラス　1クラス定員13人 火:(13:00～15:00) 水:(10:00～13:30) 療育1回/週	3歳児		
親子ふれあい教室	療育1回/月　定員15人(10:00～12:00)	1歳半～3歳児		
発達ルーム こんぺいとう	月～金　80人程度 療育2～3回/月	4歳児～5歳児 (年中～年長)	個別療育	健康センター 2階 こんぺいとう

どの療育も発達相談を受けていただいてからのご案内になりますので、まずは発達相談(こども家庭センター410-3262)をご予約ください。
※令和8年度の内容を記載しています。年度によって開催曜日や療育回数が変わる場合があります。

〈広告〉

産婦人科 筑紫クリニック

■診療時間(月～土)■ 9:00-12:30 ／ 14:30-17:30
■外 来 休 診 日■ 日曜・祝日・8/13～8/15・12/30～1/3

イオンモール福岡から車で約3分　志免町志免中央3-1-30　TEL 092-936-3939

女性医師常勤・母乳相談・産後ケア(デイ・ステイ)

○虐待相談

虐待に関する相談や虐待の通告、子どもの保護を伴う養育相談などを受け付けています。近所の子どもの泣き声が気になったり、心配な子どもを見聞きしたりなど、ご相談に対応しています。(匿名可)

通告の方法

電話、来所相談、手紙、メールなどで受け付けています。
通告の際は、次の項目を伺います。気がかりな場合は、不明な項目があっても通告できます。
1.子どもの氏名、性別、年齢、家族構成
2.保護者の氏名、住所
3.虐待状況(いつ、どこで、誰から、どんなふうに)
4.けがやあざ等の状況(部位、程度、頻度)

通告先(相談窓口)

こども家庭センター　☎410-2325
福岡児童相談所　☎586-0023
児童相談所虐待対応ダイヤル　☎189(いちはやく)
※最寄りの児童相談所につながります

○母子保健

問 こども家庭センター　☎410-3262

母子健康手帳の交付、妊婦相談

妊娠がわかったら、母子健康手帳を発行します。(妊娠届出書が必要)
妊娠中や産後の過ごし方、各種手当、サービス等についてご説明します。

妊産婦健康診査

妊娠中や産後の健診の補助を行います。
妊婦健診14回、産婦健診2回までとなります。

妊婦のための支援給付金

妊婦給付認定を受けた方に対し、5万円の給付と胎児1人につき5万円の交付を行います。

乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの全ての乳児宅を保健師や助産師が訪問し、お子様の発育や発達の相談、支援を行います。

産後ケア助成事業

産後1年未満の産婦に対し、産後の疲れや育児不安の解消のため、医療機関や助産院への通所や宿泊、助産師によるご自宅への訪問事業を行います。ご利用にあたっては、利用決定通知書が必要です。

乳幼児健康診査

4か月、10か月、1歳6か月、2歳4か月、3歳、5歳児の健康診査を行います。対象の方には案内が届きます。

(粕屋町ホームページ妊娠・出産)

妊婦・子どもの予防接種

問 健康づくり課　☎938-0258

○お子さんの予防接種(定期予防接種)

妊婦・こどもの定期接種　　＊接種年齢・回数・間隔を守りましょう

	予防接種の種類	接種回数	接種対象年齢　()内は標準的な接種年齢・間隔
個別接種	RSウイルス	1回	妊娠28週～37週未満の妊婦
	ロタウイルス	ロタリックス　2回	生後6週～24週 (初回生後2か月～14週6日。27日以上の間隔をあけて2回経口投与)
		ロタテック　3回	生後6週～32週 (初回生後2か月～14週6日。27日以上の間隔をあけて3回経口投与)
	五種混合 (DPT-IPV-Hib)	1期初回　3回	生後2か月～90か月未満 (生後2～7か月までに開始。20日以上の間隔をあけて3回皮下または筋肉内に接種)
		1期追加　1回	生後2か月～90か月未満 (1期初回終了後、6か月以上の間隔をあけて1回皮下または筋肉内に接種)
	小児用肺炎球菌	初回　3回	生後2か月～60か月未満 (生後2か月～7か月未満、12か月に至るまでに終了。27日以上の間隔)
		追加　1回	生後2か月～60か月未満 (初回終了後、60日以上の間隔で生後12か月以降)
	B型肝炎	3回	生後1歳未満 (生後2～9か月未満。1回目と2回目は27日以上、1回目と3回目は139日以上の間隔)
	BCG	1回	生後1歳未満　(生後5か月～8か月未満)
	MR (麻しん風しん混合)	1期　1回	生後12か月～24か月未満
		2期　1回	小学校入学の前年度
	水痘(水ぼうそう)	2回	生後12か月～36か月未満　(1回目は生後12か月～15か月未満。6か月～1年の間隔)
	日本脳炎	1期初回　2回	生後6か月～90か月未満　(3歳。6日～28日の間隔)
		1期追加　1回	生後6か月～90か月未満　(4歳。1期初回終了後、おおむね1年の間隔)
		2期　1回	9歳～13歳未満　(9歳【小学校4年生】)
	二種混合(DT)	1回	11、12歳(11歳【小学校6年生】)　※四種混合の2期として接種
	子宮頸がん予防ワクチン	6か月の間に2回または3回	小学校6年生～高校1年生に相当する年齢の女子(中学校1年生)

町内の契約医療機関

医療機関名	電話番号	住所	備考
大坪医院	938-2859	若宮二丁目9番5号	
片井整形外科・内科病院	938-4860	大字大隈132番地1	RSウイルス以外可
くどう内科	931-7200	原町一丁目7番8号	RSウイルスのみ
青洲会総合健康センター	注1)939-0010 注2)939-5539	長者原西四丁目11番8号	注1)肺炎球菌、B型肝炎、MRのみ可 注2)子宮頸がんのみ可
ばばクリニック	612-1234	大字仲原2924番地2	ロタウイルス、BCG、RSウイルス以外可
はらの内科クリニック	938-9234	長者原東三丁目2番30号	
はるのね内科ハートクリニック	405-4035	長者原西三丁目7番18号	子宮頸がんのみ可
ひまわり病院	938-1311	長者原東一丁目10番3号	BCG以外可
婦人科永田おさむクリニック	938-2209	長者原東三丁目8番2号	子宮頸がんのみ可
ふたばこどもクリニック	957-1021	内橋東二丁目3番3号	
松尾医院	938-7330	甲仲原二丁目10番10号	子宮頸がんのみ可
森小児科クリニック	957-1610	長者原東一丁目3番28号	
ゆいレディースクリニック	939-3517	原町五丁目12番1号	RSウイルス・子宮頸がんのみ可

※令和8年5月時点の情報です。変更している場合がありますので、予約時に接種可能かご確認ください。

子ども支援

○各種手当

問 **住民課** ☎938-0215

	対象者	金額	備考
児童手当	日本国内に住所があり、高校生年代まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方	3歳未満…月額15,000円 (第3子以降は月額30,000円) 3歳以上高校生年代まで…月額10,000円 (第3子以降は月額30,000円)	申請には請求者の健康保険の情報がわかるもの(マイナ保険証または資格確認書または資格情報のお知らせ等)、請求者と配偶者のマイナンバー、請求者の口座がわかるもの等が必要です。
児童扶養手当	次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで(障がい児は20歳未満)の子どもを監護している父(母)または養育者 (1)父母が離婚 (2)父(母)が死亡 (3)父(母)が重度の障害にある (4)父(母)の生死が明らかでない (5)父(母)から1年以上遺棄されている (6)父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けている (7)父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている (8)母が婚姻によらないで懐胎	(令和8年度) 児童1人の場合 全額支給…月額48,050円 一部支給…所得により 月額48,040円～11,340円 児童が2人以上の場合加算額 全額支給…11,350円 一部支給…11,340円～5,680円	児童福祉施設(通所施設を除く)に入所しているときまたは、所得が一定額以上のとき等は支給されません。詳しくは住民課手当公費医療係まで。
特別児童扶養手当	精神または身体に一定程度の障がいがある20歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わって、その児童を養育している方に支給されます。	(令和8年度) 障がい児1人につき 1級…月額58,450円 2級…月額38,930円	

・申請に必要なものなどは状況により異なりますので、お問い合わせください。

○地域子育て支援拠点事業

問 **粕屋わかば保育園(子育てサロンルーム)** ☎939-6111
ヴィラのぞみ愛児園(子育てさんさん広場) ☎957-1005
大川保育園(地域子育て支援コアラ) ☎938-3109
青葉はるまち保育園(子育てサロン) ☎938-0550
星の子保育園(地域子育て支援かんがるう) ☎938-3101

子育て中の親子が交流できる場です。子育てに関する不安や悩みの相談受付や子育てに関する情報を提供しています。お気軽にお問い合わせください。

開催日	時間
毎週月曜日～金曜日	10:00～15:00

上記の他にも、各保育所にて毎週子育て支援イベントを行っています。
日時や詳しい内容については、"広報かすや"などでお知らせしています。

子どもを預ける

問 子ども未来課 ☎938-0214

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳から5歳までのすべての子どもたちの保育料が無料になりました。

○幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

問 子ども未来課 ☎938-0214

保育料

入園の申し込みや保育料以外の費用については園へ直接ご連絡ください。入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。

預かり保育の無償化については右記二次元コードからご確認ください。

町立幼稚園一覧

（令和8年10月1日現在）

幼稚園名	所在地	電話番号	対象児	保育時間※	定員
大川幼稚園	戸原東二丁目21番1号	938-3108	・粕屋町に住所を有し居住している幼児 ・4月1日時点で満3歳から就学前まで	月～金曜日 9:00～14:00 （土日祝は休み、夏季・冬季・春季休みあり）	各園 3歳児30人 4歳児30人 5歳児30人
西幼稚園	大字仲原2461番地	611-2411			

※預かり保育（14:00～15:00）を実施しています。【有料：1回300円】

認定こども園（幼稚園部分）

園名	所在地	電話番号
はこぶね認定こども園	戸原西一丁目6番12号	938-1230

○認可保育所・認定こども園（保育所部分）

問 子ども未来課 ☎938-0214

保育施設入所基準

児童および保護者が粕屋町に住所を有し居住していること、かつ下記（①～⑨）のいずれかに該当することが入所要件となります。

①就労　②妊娠、出産　③保護者の疾病、障害　④親族の介護・看護　⑤災害復旧　⑥求職活動
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）　⑧虐待やDVのおそれがあること
⑨その他、上記に類する状態として町が認める場合
（注）同居する父母以外の成人の方についても①～⑨に該当することが必要です

保育料

無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。

0歳から2歳までの子どもたちの保育料については、各家庭の市町村民税額の所得割額により決まります。

保護者と生計が同一のお子さんが3人以上いる場合、保護者の収入やきょうだいの年齢にかかわらず、保育所等における第3子以降の保育料を無償化します。手続きについては右記二次元コードからご確認ください。

※保育料以外の保護者負担金や給食費については、粕屋町認可保育施設利用申込案内をご確認ください。

入所申請

子ども未来課にて随時受け付けています。

また、新年度から入所を希望される場合は、例年10月に受付期間を設けます。詳しい日程は子ども未来課へお問い合わせください。

認可保育所・認定こども園（保育所部分）一覧

最新情報はホームページをご覧ください。（令和8年10月1日現在）

保育所名	所在地	電話番号	入所年齢	保育時間（土曜日）	延長保育（土曜日）	運営（定員）
仲原保育所（町立） ※R9～移転予定	仲原一丁目16番3号	938-4556	6か月～	7:00～18:00 (7:00～16:00)	19:00まで （延長なし）	粕屋町　（110人） ※R9～（60人）予定
西保育所（町立）	大字仲原2739番地1	611-9108	6か月～	7:00～18:00 (7:00～16:00)	19:00まで （延長なし）	粕屋町　（115人）
中央保育所（町立）	若宮二丁目11番18号	938-8746	6か月～	7:00～18:00 (7:00～16:00)	19:00まで （延長なし）	粕屋町　（120人）
粕屋わかば保育園（私立）	花ヶ浦一丁目6番1号	939-6111	4か月～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで (19:00まで)	社会福祉法人　恵育福祉会 （150人）
ヴィラのぞみ愛児園（私立）	長者原西二丁目4番3号	957-1005	3か月～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで (19:00まで)	社会福祉法人　五豊会 （140人）
大川保育園（私立）	戸原東三丁目6番1号	938-3109	8週～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで (19:00まで)	社会福祉法人　相和会 （180人）
青葉はるまち保育園（私立）	花ヶ浦三丁目7番12号	938-0550	8週～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで （延長なし）	社会福祉法人　純正福祉会 （120人）
星の子保育園（私立）	内橋東一丁目14番1号	938-3101	8週～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで (19:00まで)	社会福祉法人　相和会 （180人）
いろどり保育園（私立）	大字仲原2762番地3 （通園バスあり）	260-8135	3か月 1日～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	20:00まで （延長なし）	社会福祉法人　あすか福祉会 （110人）
かよいちょう保育園（私立）	酒殿五丁目8番40号	410-0580	6か月 1日～	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで (19:00まで)	社会福祉法人　稗田福祉会 （120人）
はこぶね認定こども園（私立）	戸原西一丁目6番12号	938-1230	6か月～	7:30～18:30 (7:30～16:30)	延長なし （延長なし）	学校法人　聖約学園 （保育所部分：120人）
小規模保育園ゆめのたね（私立）	若宮二丁目1番5号	931-3770	6か月～ 2歳児	7:00～18:00 (8:00～17:00)	18:30まで （延長なし）	NPO法人　ぽっけ （19人）
ブルースター保育園（私立）	長者原西四丁目11番8号	410-0001	6か月～ 2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	20:00まで (20:00まで)	社会医療法人　青洲会 （40人）
粕屋eキッズナーサリー（私立）	大字仲原2569番地1	260-1307	6か月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	19:00まで （延長なし）	株式会社トップワンアカデミー （19人）

○届出保育施設

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。
0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも利用料が無償化されます。
助成額等については、右記二次元コードからご確認ください。

○一時保育

一時保育とは保護者のパート就労や疾病、出産、育児からのリフレッシュ等の際に、一時的に児童を保育所で保育する制度です。

実施施設	問い合わせ先
粕屋わかば保育園	939-6111
大川保育園	938-3109
青葉はるまち保育園	938-0550
星の子保育園	938-3101
いろどり保育園	260-8135

対象年齢および利用の条件などは、各園へお問い合わせください。

町からの補助

1日利用の場合、町より1,000円の補助、4時間以上の利用の場合500円の補助があります。
利用される方は補助額を差し引いた金額を保育所にお支払いください。

○乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、就労要件を問わず0歳6か月～3歳未満児が月10時間まで保育所などを利用できる制度です。
実施事業所、費用等の詳細については、粕屋町子育てサイトおよび「つうえんポータル」でお知らせしています。

○園庭開放（町立保育所）

町立保育所では平日に園庭を開放しています。また、月に一度子育て支援イベントも行っています。
日時やイベント内容については、“広報かすや”などでお知らせしています。

○病児保育事業

粕屋中部3町（粕屋町・篠栗町・久山町）による合同事業で、病気の治療中や回復期にあるために保育所・学童保育で預かることができないお子さんを対象に、病児保育事業を実施しています。

○病児保育ルーム『コスモス』…粕屋町大坪医院にて
（粕屋町若宮2-9-5　☎938-2859）

対　象	生後6か月から小学6年生まで
定　員	3人
開設日	月～金曜日（8:30～17:30）
休業日	土・日・祝日・お盆・年末年始・医院の臨時休診日
保育料	福岡県の利用料無償化事業により無料 ※診察、治療が必要となった場合には別途実費が必要です。

利用方法

あらかじめ、病児保育ルームコスモスへの登録が必要です。（この登録は年度ごとに更新が必要です。）
病児保育は完全予約制です。利用する場合は、医療機関を受診し、かかりつけ医からの利用許可が必要です。
予約は予約の締切日時までに行ってください。
※インフルエンザ等の感染症の場合、お預かりできないことがあります。
※詳細については、粕屋町子育てサイトをご覧になるか、大坪医院へお問い合わせください。

かすやこども館

問 子ども未来課(かすやこども館) ☎410-2230

かすやこども館は粕屋町の子育て支援の拠点となる施設です。
かすやこども館では、こんなことができます。
・親子やお友達同士で軽スポーツやゲームで遊べる。
・学習スペースで集中して自主学習ができる。
・オープンスペースで自由に過ごせる。
・子育ての相談が気軽にできる。
・子ども向けの工作などの体験教室や子育てに関する講座などを受講できる。
・ファミリーサポートの登録・利用ができる。

利用対象者

・0歳～18歳までの児童とその保護者
　粕屋町に在住の方
　粕屋町の学校や幼稚園等に通っている方
　保護者が粕屋町の事業所に勤めている方など
・子育て支援のボランティア
・乳幼児の利用は、大人の方の同伴が必要です。

開館時間 9:00～20:00

※小学生のみでの利用は午後5時まで(6月～9月は午後6時まで)
子育てルーム「つどい」は午前9時30分から午後4時まで

休館日

毎週火曜日・毎月第2日曜日およびその翌日・年末年始(12月28日から1月4日まで)・特別清掃日

利用方法

・初めて来館した方は利用登録を行い、利用者カードを発行します。
・2回目以降は入館の際に、受付で利用者カードを提示してください。



ホームページ・SNS

粕屋町子育てサイト
子育てに関する様々な情報を発信しています

かすやこども館 Instagram
かすやこども館の日々の情報を発信しています

©KASUYAKODOMOKANN

○ブックスタート事業

粕屋町では、子育て中の親子が絵本を介してことばと心を通わせ、楽しくて心安らぐ時間を持つことを応援する、ブックスタート事業を行っています。
10か月児健診時に、3冊の絵本の中から1冊を選んでもらいプレゼントしています。粕屋町子育て応援団による読み聞かせも実施しています。

○粕屋町子育て応援団

粕屋町の子育てを応援している住民と行政との協働団体です。
5つのチーム(読み聞かせ、公民館活用、健やかな育ち、あそび研究、子育てねっと)に分かれ、地域子育て支援事業の推進に取り組んでいます。
また、子育て応援団では新メンバーを随時募集しています。興味をお持ちの方は、かすやこども館(☎410-2230)までご連絡ください。

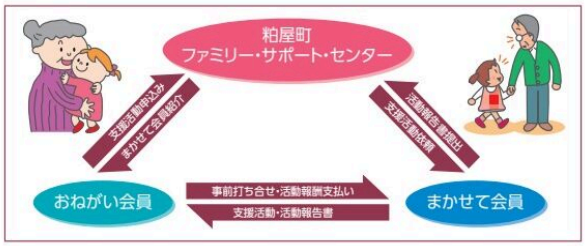
○親子サロン

各地域の公民館等において、子育てのボランティアの方々により親子サロンが開催されています。地域のつながりを広げる、親子の楽しい交流の場となっています。
開催場所・日時等の詳細は、かすやこども館(☎410-2230)または、粕屋町子育てサイトをご覧ください。

○ファミリー・サポート・センター事業

地域において子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)・子育ての手伝いをしたい人(まかせて会員)が育児の相互援助を行う会員組織(登録制)です。
ファミリー・サポート・センターは下記のような場合に利用できます。
・冠婚葬祭や学校行事のとき
・仕事の都合で保育所や学童保育の送迎時間に間に合わないとき
・育児疲れのリフレッシュタイムなど
詳細は、粕屋町子育てサイトをご覧になるかかすやこども館(☎410-2230)までお問い合わせください。

粕屋町ファミリー・サポート・センターのしくみ



学校教育

問 学校教育課 ☎938-0182

○粕屋町立小学校

大川小学校
粕屋町戸原東三丁目5番1号 ☎938-2151
仲原小学校
粕屋町仲原一丁目16番1号 ☎938-2197
粕屋西小学校
粕屋町大字仲原2445番地 ☎611-8123
粕屋中央小学校
粕屋町若宮二丁目2番1号 ☎938-0555

粕屋町立小学校の通学区域

学校名	通学区域(行政区)
大川小学校	大隈、上大隈、江辻、戸原、朝日、長戸、内橋三
仲原小学校	酒殿、甲仲原、花ヶ浦、乙仲原東、駕輿丁
粕屋西小学校	内橋一、内橋二、阿恵、柚須、乙仲原西、多の津、サンライフ
粕屋中央小学校	長者原上、長者原中、長者原下、若宮、原町

○粕屋町立中学校

粕屋中学校
粕屋町大字仲原1707番地 ☎938-2220
粕屋東中学校
粕屋町江辻一丁目1番1号 ☎939-0740

粕屋町立中学校の通学区域

学校名	通学区域(行政区)
粕屋中学校	酒殿、甲仲原、花ヶ浦、若宮、乙仲原東、乙仲原西、原町、阿恵、柚須、駕輿丁
粕屋東中学校	大隈、上大隈、江辻、戸原、長者原上、長者原中、長者原下、内橋一、内橋二、内橋三、朝日、長戸、サンライフ、多の津

○転校の手続きについて

①粕屋町へ転入の場合
転入手続きの際に学校教育課窓口で、小中学校に該当するお子さまの「転入学通知書」を発行いたします。以前の学校が発行した「在学証明書」等を添えて、転入先の学校へ提出してください。

②粕屋町を転出の場合
転出手続きの際に学校教育課窓口で、小中学校に該当するお子さまの「転出学通知書」を発行いたします。現在通っている学校へ提出し、「在学証明書」等を発行してもらってください。

③粕屋町内で転居の場合
転居手続きの際に学校教育課窓口で、小中学校に該当するお子さまの「転出学通知書」および「転入学通知書」を発行いたします。現在通っている学校へ「転出学通知書」を提出し、「在学証明書」等を発行してもらったら、「転入学通知書」を添えて新しい学校へ提出してください。
※学校区が変わらない場合は、住所変更の手続きのみになります。

○指定学校の変更(区域外就学)を希望するとき

学期途中での転校や、最終学年(小学校6年、中学校3年)での転校など、引越し後も今までの学校に一定の期間就学することを希望される場合は、学校教育課へご相談ください。

○新入学通知書について

2月初旬ごろに、入学する学校や入学の月日をお知らせする通知書をお送りしますので、次のような場合は、学校教育課へお問い合わせください。
・入学通知書が届かないとき
・国立や私立の学校等へ入学するとき
・入学までに引越しすることが決まっているとき
・病気やその他の理由で入学を遅らせたいとき

〈広告〉





○就学援助について

学用品費、給食費、修学旅行費、PTA会費、クラブ活動費（中学校）といった、小中学校で必要な費用にお困りの方は、世帯の収入の程度により、教育費の補助が受けられます。学校教育課へお問い合わせください。

○不登校や、いじめなどに関する相談について

スクールソーシャルワーカーや粕屋町教育相談室の相談員がご相談をお受けします。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。保護者の方からの相談もお受けします。

粕屋町教育相談室　☎938-0100

○学童保育について

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学しているお子さまをお預かりし、放課後の遊びの場と生活の場を提供しています。入所の申し込みは各小学校の学童保育所に書類がありますので、必要書類を揃えてお申し込みください。定員になりましたら、以降の申込者は待機となります。

利用時間および必要な費用

学童保育所受益者負担金（保育料）

・月～金曜日の放課後から午後6時まで、および土曜日の午前8時から午後6時までの利用…月額3,000円
・臨時に延長保育を利用される方（月～土曜日までの午後6時から午後7時まで）…1日200円
・月～金曜日の放課後から午後7時まで、および土曜日の午前8時から午後7時までの利用…月額4,000円

※日曜日、祝日は開設していません。

その他の費用

・会費（おやつ代等）　月額2,000円（前納）
・保険代　年間分800円

連絡先

・大川小学童保育所　☎938-3330
・仲原小学童保育所　☎090-1195-0402
・粕屋西小学童保育所　☎090-1977-9238
・粕屋中央小学童保育所　☎090-1977-9246
・教育委員会学校教育課　☎938-0182



〈広告〉

